

【通所施設】

水害時の避難確保計画 作成の手引き

近年、全国各地で自然災害が多発しており、要配慮者利用施設での逃げ遅れによる犠牲者の発生が頻発していることを受け、平成29年6月に水防法が改正されました。これにより、江戸川区地域防災計画に位置づけられた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、避難確保計画を作成することが義務化されました。

そこで、江戸川区では、要配慮者利用施設の所有者又は管理者(計画作成担当者)のご負担を少しでも軽減させるべく、「水害時の避難確保計画」の様式を作成しました。本手引きは、その様式に記入するにあたっての考え方などを示したものです。

施設利用者や子どもたちの水害に対する安全・安心の確保に向けて、計画作成に役立ててください。

作成にあたって、まず、お手元に以下のものを準備してください



水害時の避難確保計画 (通所施設様式1~3)

- 「通所施設様式1~3」では、避難確保計画で作成すべき必要事項を掲載しています。この「通所施設様式1~3」を、江戸川区の各窓口に提出してください。
- 様式は江戸川区公式ホームページよりダウンロードしてください。(「江戸川区 避難確保計画」で検索)

入所施設を有する場合は、

「【入所施設】水害時の避難確保計画」の様式を使用してください。



江戸川区水害ハザードマップ

- 江戸川区水害ハザードマップは、江戸川区公式ホームページからダウンロードできます。(「江戸川区水害ハザードマップ」で検索)

それでは、水害時の避難確保計画を作成していきましょう！

通所施設の“大規模水害(洪水・高潮)”と“内水氾濫”の考え方

大規模水害(洪水・高潮)

大規模水害については、巨大台風の襲来や長雨などの兆候により、災害発生前に対応できる時間が確保できるため、通所施設については「**休校・休所**」を基本として、そのタイミングを決めておきましょう

内水氾濫

内水氾濫については、急な大雨が江戸川区内で降った場合に、道路冠水や床下床上浸水が発生し、通所施設でも待避や避難が必要となる可能性がありますので、「いつ」「どこに」待避・避難するのか決めておきましょう

通所施設 様式1 の作成

内水氾濫の危険性がない施設は記入する必要はありません

1. 大規模水害時の浸水想定を確認し、休校・休所のタイミングを決める

- 施設名を記入する
- 計画を作成した日付を記入する
- 平日・休日のおおよその利用者数と施設職員数を記入する

■ 施設の階数を記入する

(施設名) **デイサービス** (2023年 1月 1日作成) **水害時の避難確保計画**

通所施設 様式1

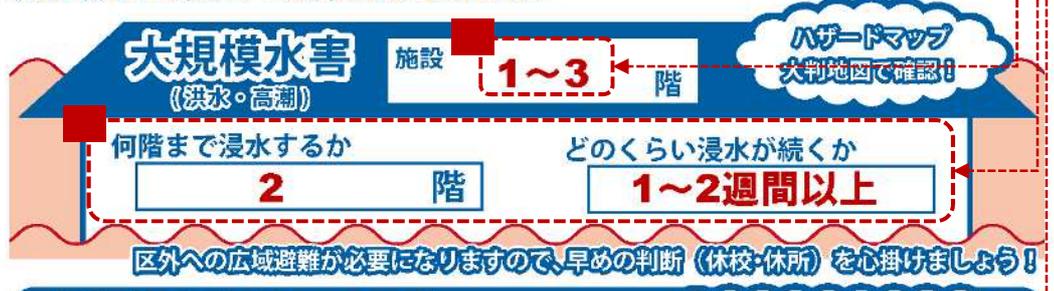
・この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
 ・計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を江戸川区長へ報告する。
 ・この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

■ ハザードマップ(大判地図)で、施設周辺で想定される浸水深、浸水継続時間を確認して記入する

■ ハザードマップ(大判地図、冊子p09)を参照し、大規模水害(洪水・高潮)時に発表される江戸川区からの情報に基づき、休校・休所の判断をするタイミングをつける

■ 上記のほか、休校・休所の判断をするタイミングを記入する(冊子p20参照)

1. 大規模水害(洪水・高潮)を想定した対応



2. 急な大雨で内水氾濫が発生し、安全の確保が必要になった場合の対応を決める

■ 施設の階数、地下空間の有無を記入する

■ ハザードマップ(冊子p31)で、施設周辺で想定される内水による浸水深を確認して記入する

■ 施設の階数と内水で想定される浸水深を比較【以下いずれかの対応を記入】

施設内で安全が確保できる場合は、いつのタイミングで施設のどこに避難するかを記入する

施設内で安全が確保できない場合は、いつのタイミングで施設外のどこに避難するかを記入する

■ 施設内で安全を確保する場合は施設内での避難経路を、施設外へ避難する場合は施設から避難先までの避難経路を「通所施設様式3」にまとめる

休校・休所の判断のタイミング

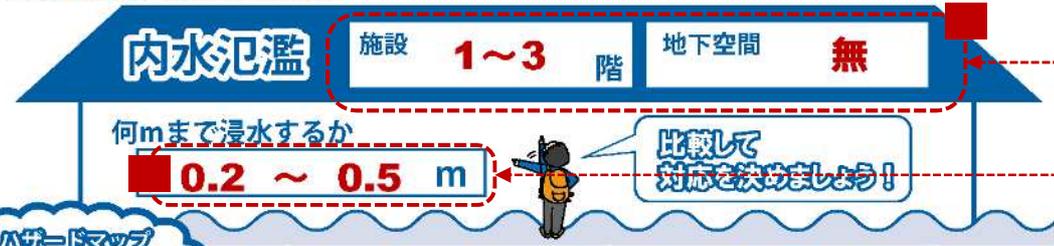
(1) 江戸川区からの情報により判断

- 【 】 共同検討開始 氾濫発生72時間前
- 【 ✓ 】 自主的広域避難情報(広域避難の呼びかけ) 氾濫発生48時間前
- 【 ✓ 】 広域避難指示 氾濫発生24時間前
- 【 ✓ 】 域内垂直避難(緊急) 氾濫発生 9時間前

(2) そのほかの気象情報・避難情報により判断

- 【 ✓ 】 (特別警報が発表された場合)
- 【 ✓ 】 (江戸川区から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合)
- 【 】 ()
- 【 】 ()

2. 内水氾濫を想定した対応



対応 施設内で安全を確保する
 (例)2階以上で避難に十分なスペースが確保できる場合

対応 施設外へ避難をする
 (例)1階建の施設で1階が浸水してしまう場合

「いつ」対応するか **周辺が浸水し始めたら**

高齢者等避難

「どこに」避難するか **施設の2階以上**

〇〇小学校(待避施設)

※施設内で安全を確保する場合は施設内での避難経路を、施設外へ避難する場合は施設から避難先までの避難経路を、「通所施設様式3:避難経路図」に記入しましょう。

3. 避難の確保を図るための施設の整備

(実施要員: (例) 備蓄等管理班 (例) ○○課○○係 (例: 具体の氏名) ○○、○○)

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「備蓄品等」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備蓄品等	
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
避難誘導 ※内水氾濫時に 施設外避難を 想定している場合	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿(施設職員、施設利用者) <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗 <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input checked="" type="checkbox"/> ライフジャケット <input checked="" type="checkbox"/> 蛍光塗料 <input checked="" type="checkbox"/> (車椅子) <input type="checkbox"/> ()
施設内での 屋内安全確保 ※内水氾濫時	<input checked="" type="checkbox"/> 食料(1人あたり_3_日分) <input checked="" type="checkbox"/> 食品用ラップ <input checked="" type="checkbox"/> 寝具・寝袋 <input checked="" type="checkbox"/> 洗面用具 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水(1人あたり_3_日分) ※大人1人当たり1日3リットルを目安 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ用品(簡易トイレ、汚物保管用容器、トイレ袋とトイレットペーパー) <input checked="" type="checkbox"/> 燃料(カセットコンロ・カセットガス、固形燃料) <input type="checkbox"/> ()
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ゴムボート <input checked="" type="checkbox"/> ロープ <input checked="" type="checkbox"/> ランタン <input checked="" type="checkbox"/> 発電機 <input checked="" type="checkbox"/> 発電機用燃料 <input checked="" type="checkbox"/> コードリール <input checked="" type="checkbox"/> 投光機 <input checked="" type="checkbox"/> テント <input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input checked="" type="checkbox"/> 常備薬 <input checked="" type="checkbox"/> おやつ <input checked="" type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()
浸水を防ぐための対策	
<input checked="" type="checkbox"/> 土のう <input checked="" type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 備蓄品や持ち出し品等について決める

■ 備蓄品等の管理について実施要員を記入する

■ いざという時のために必要な備蓄品、資器材等を確認する
地震災害等も踏まえ、最低3日分は備蓄しましょう

様式に記載した項目以外に必要なものについては、()に記入してください。

4. 情報収集・伝達の内容や方法について決める

■ 情報収集の実施要員を記入する

■ 安全確保のために必要な情報を収集するため、施設内で主に用いる手段に を入れる

■ 情報伝達の実施要員を記入する

■ その他、利用者や施設職員に伝達する内容があれば「ウ」その他」に記入する

5. 防災教育及び訓練のスケジュールについて決める

■ 施設職員の研修、訓練の実施、その計画の作成時期を記入する

4. 情報収集・伝達

(1) 情報収集 (実施要員: (例) 情報収集班 (例) ○○課○○係 (例: 具体の氏名) ○○、○○)

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> インターネット(気象庁HP等) <input type="checkbox"/> えどがわメールニュース(登録制)
洪水予報・河川水位	<input type="checkbox"/> インターネット(川の防災情報) <input type="checkbox"/> テレビ
避難情報	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> インターネット(江戸川区公式HP等) <input type="checkbox"/> エリアメール・緊急速報メール <input type="checkbox"/> えどがわメールニュース(登録制) <input type="checkbox"/> 江戸川区公式ツイッター <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 江戸川区公式LINE <input type="checkbox"/> 江戸川区防災アプリ

(2) 情報伝達 (実施要員: (例) 情報伝達班 (例) ○○課○○係 (例: 具体の氏名) ○○、○○)

ア) 体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

(伝達手段: 連絡網、館内放送)

イ) 休校・休所の決定について利用者に周知する。(伝達手段: ホームページ、電話・メールで連絡)

ウ) その他 (施設外へ避難をする場合は、施設入口に避難先の掲示をおこなう)

5. 防災教育及び訓練の実施

ア) 毎年_4_月に、新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

イ) 毎年_6_月に、全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

ウ) その他、年間の教育及び訓練計画を、毎年_5_月に作成する。

地域防災計画で定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成することに加え、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施が義務付けられています。

(水防法第15条の3 第1項)

通所施設 様式3

■ 避難経路図 [内水氾濫時]

(施設内で安全を確保する場合の例)

避難誘導班(〇〇課〇〇係、〇〇、〇〇)が、
1階利用者を3階集会室へ誘導



(施設外へ避難する場合の例)

21 22



避難誘導班(課 係、)が、
原則徒歩にて、
利用者を 小学校へ誘導
歩行が困難な方がいる場合は、車椅子を利用する

出典：国土地理院 地理院地図

通所施設様式3については、地図や館内図に避難経路を記入したものを貼り付けたものでも、手書きのものでも構いません。

[いずれかの図を記入]

施設内で安全を確保する場合の経路

■ 施設内で安全確保のための場所と、そこまでの経路(使用する階段等)を設定する

■ 「誰が」「どうやって」誘導するかを記入する

エレベーターは停電や浸水によって停止することがあるので、留意する必要があります。

施設外へ避難する場合の経路

21 施設と避難先の場所を確認し、避難先までの経路を設定する

22 「誰が」「どうやって」誘導するかを記入する

大雨によって道路が冠水することもあるため、ハザードマップ(冊子p.33)を確認するなどして、できるかぎり安全な経路を設定する必要があります。

様式による避難確保計画の作成は以上です

作成した避難確保計画(通所施設様式1~3)を江戸川区の各窓口に提出してください

通所施設様式1~3は、避難確保計画で作成すべき最低限盛り込んで欲しい事項です。避難確保計画の実効性を高めるために、施設職員の緊急連絡網や外部への連絡先、防災体制等についても整理しましょう。(通所施設様式1~3以外は提出不要) 国土交通省が公表している資料も参考にしてください。(「国土交通省 避難確保計画」で検索)